

福祉・介護人材の処遇改善事業に係るQ & A（追加分）（案）

（問1）相談支援事業所の相談支援専門員は対象となるのか。

（答）

相談支援事業所の相談支援専門員は、本事業の対象である直接処遇職員ではないことから、対象から除外しているところである。

なお、多くの相談支援事業所が社会福祉施設に併設して設置されているが、本体施設の生活支援員等が相談支援専門員を兼務している場合（常勤換算上、勤務時間の算入が認められる場合）は、助成対象となり得る。

（参考） 相談支援事業所数：2,590ヶ所(100%) (H19.10.1)

うち 施設併設型の相談支援事業所数：2,574ヶ所(99.4%)

（問2）サービス管理責任者及び管理者と兼務をしている生活支援員等は対象となるのか。

（答）

本事業の対象職種となる生活支援員等と同時並行的に兼務を行っている場合（常勤換算上、勤務時間の算入が認められる場合）には、生活支援員等として対象に含めて差し支えない。

（問3）共同生活援助又は共同生活介護を行う事業所における外部委託による世話人等についても本事業の対象としてよいか。

（答）

お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合、外部委託先と相談の上、助成金を外部委託料金の値上げ分等に充てることは可能である。

なお、計画書・実績報告書は、外部委託による世話人等を含めて作成することとする。

（問4）就労継続支援B型事業所の目標工賃達成指導員は対象となるのか。

（答）

就労継続支援B型事業所の目標工賃達成指導員は、指定基準上、配置することとされていないが、目標工賃を達成するために、管理者と一体となり、事業所全体の経営状況の把握・改善等の業務を行うことに加えて、利用者のスキルアップを図る等の直接的な支援も行っている。また、目標工賃達成指導員配置加算として報酬上評価もされていることから、福祉・介護職員とみなして本事業の対象に含めて差し支えない。

(問5) 就労継続支援A型事業所において、指定基準第196条で定められている利用者及び従業者以外に雇用されている者は対象となるのか。

(答)

就労継続支援A型事業所の利用者及び従業者以外に雇用されている者は、利用者に対して直接支援を行う者でないことから、本事業の対象である直接処遇職員とはいえ、対象から除外しているところである。

(問6) 「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領等について」(平成21年8月11日付事務連絡)で示されたQ&A(問13)において、看護職員については、人員配置基準を満たした上で、福祉・介護職員として従事した場合であれば、助成金の対象とされているところであるが、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士についても、看護職員における取扱いと同様に考えてよろしいか。

(答)

お見込みのとおり。

(問7) 実際に支払われる助成額の算出根拠となる「報酬等の総額」について。

(答)

「報酬等の総額」については、以下のとおり。

- 報酬等の総額に含まれる費用
 - ・ 利用者負担額(A型減免額及び利用者負担に係る自治体助成額を含む。)
 - ・ 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」の助成額
- 報酬等の総額に含まれない費用
 - ・ 補足給付
 - ・ 高額障害福祉サービス費
 - ・ 平成21年9月サービス提供分以前の過誤調整分

また、国保連のシステムによらない場合についても、基本的に上記の取扱いと同様になるが、例えば、やむを得ない措置に係る費用や特例介護給付費は報酬等の総額に含める。

なお、申請時における助成金見込額の計算については、事務処理要領のとおりで足りるものとする

(問8) 身体障害者福祉工場及び知的障害者福祉工場において実施されている相互利用運営事業の補助額についても、本事業の対象として「報酬等の総額」に加えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

(問9) 主たる事業所が施設入所支援を行う場合、従たる事業所に対する交付率の適用如何。

(答)

障害者支援施設が行う昼間実施サービスについては、全て施設入所支援の交付率を用いることとされており、また、主従の関係にある施設又は事業所については、一つの施設又は事業所として扱うことから、従たる事業所についても全て施設入所支援の交付率を用いることとする。

(問10) 障害児施設、精神障害者社会復帰施設及び特別養護老人ホーム等において行う併設型又は空床利用型短期入所の交付率如何。

(答)

短期入所の交付率については、事務処理要領に記載のとおり、それぞれ本体施設の交付率を適用することとしているが、本体施設が障害児施設、精神障害者社会復帰施設及び特別養護老人ホーム等の場合は、施設入所支援の交付率を適用されたい。

(問11) 都道府県は補助金として執行しなければならないのか。事務の軽減が図られることから扶助費として執行してもよいか。

(答)

本事業の対象事業者への助成金の交付事務については、事務処理要領にお示ししているところであり、事務処理要領の内容に反しない限り、都道府県において助成金の交付事務を柔軟に運用することは可能である。

事務処理要領においては、都道府県における助成金の支出科目について特段定めておらず、例えば、事業運営安定化事業と同様に取り扱って差し支えない。

(問12) 事務費の使用は何を想定しているのか。

(答)

事務費については、本事業の事務に係る直接的な経費を対象としており、例えば、事業者に対する説明会開催経費、決定通知書の作成・封入等の経費、郵送料、申請書の審査に係る経費（臨時職員の雇用）等を想定している。

(問13) 介護保険の事業者指定も併せて受けている訪問系サービス事業者の場合、賃金改善計画及び実績報告書はどのように作成するのか。

(答)

本事業は、障害福祉サービス事業所等に係る報酬等の総額に、決められた交付率を乗じて助成金の額を算定し、当該障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員の処遇改善を目的として助成する事業であることから、障害福祉サービスに従事する職員の常勤換算数を適正に算定し、介護職員処遇改善交付金との二重交付にならないよう賃金改善計画及び実績報告書を作成されたい。

(問14) 国立施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、独立行政法人国立病院機構の設置する指定医療機関及び公立施設の場合、本助成事業の対象となるのか。

(答)

本事業は、障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員の処遇改善を行うことを目的としており、国立障害者リハビリテーションセンター等の国立施設の正規職員は、一定の給与水準が保障されているため、本事業の助成対象とはならない。

また、国立施設の非正規職員についても、その処遇については、設置者である国に一義的な責任があることから、必要な場合は予算措置により対応すべきであり、本事業の対象とはならない。

同様の趣旨から、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第7条第6項による厚生労働大臣の指定を受けたものについても、助成金の対象とはならない。

一方、公立施設の場合、正規職員については国立施設と同様の趣旨から対象とはならないと考えられるが、非正規職員については、雇用形態も様々であり、必ずしも正規職員並みの給与水準が保障されているものではないことから、本事業の趣旨を踏まえ、実態に応じて助成対象として差し支えない。

この場合、処遇改善計画書の賃金改善見込額が助成金見込額よりも下回る場合が想定されるが、対象とする当該非正規職員のみに着目した処遇改善の内容を処遇改善計画書に註記する等、各都道府県が助成対象として適切かどうか判断しやすいよう申請書類の記載内容を工夫することも可とする。

なお、指定管理者制度を採用している公立施設については、制度内収入による運営を前提とし、経営を民間法人等の管理者に任せていることから、正規職員を含めて助成対象にして差し支えない。

(問15) 助成を受ける事業者の会計処理に関し、助成金の収入科目は何の科目を使用すればよいか。

(答)

会計科目については、「障害者自立支援法に基づく補助金等による事業に係る会計処理について」(平成19年4月4日付事務連絡)において、事業者の特定の支出を伴わない収入補填としての収入については、「(中区分) その他の補助金等収入」の勘定科目で整理することとされ、本事業における事業者の特定の支出を伴う収入の性格を考えると、「(中区分) 補助事業収入」の勘定科目が妥当と考えられる。

なお、会計事実が明瞭に表示されていれば、収入科目を明示することに留意して、事業者により勘定科目を設定しても差し支えない。